

大情審答申第 324 号
平成 24 年 10 月 19 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 23 年 9 月 12 日付け大住吉市民第 101 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 8 月 18 日付け大住吉市民第 86 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、別表に掲げる文書を特定した上で、公開の可否を含めて改めて公開決定等を行うべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 8 月 4 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「住吉区地域振興会 荻田連合振興町会の平成 20・21・22 年度の決算の分かる全文書」の旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「荻田連合振興町会は任意団体であり、住吉区役所がその事務局となっておらず、当該公文書を保有していないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 8 月 22 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成 20 年 10 月に作成された「大阪市地域振興会大阪市赤十字奉仕団 運営のてびき」(以下「手引」という。)に基づき決算書を作っているはずである。
- 2 住吉区役所は、連合会長・連合女性部長会議を年間 10 回、区役所内会議室で開催させており、多数の職員が勤務時間中出席している。連合振興町会が単なる任意団体であるならば、行政は上記会議に関わるべきではない。
- 3 各連合振興町会は、平成 22 年は、大阪市地域振興活動補助金(以下「補助金」という。)・大阪市地域振興交付金(以下「交付金」という。)計 15,605 千円受け取っており、公金の使途に対する説明責任がある。
- 4 荻田連合振興町会(以下「荻田連合」という。)は年度終了後報告書を出して説明責任を果たしているとしているが、荻田連合は写真の使い回しをして報告書をごまかしている。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 荻田連合は任意団体であり、実施機関がその事務局となっていないことから、当団体の決算に関わる書類を入手する立場にない。
- 2 補助金・交付金は住吉区地域振興会を通じて各連合振興町会に交付されている。
補助金については、各連合振興町会より年度当初に提出された事業計画書及び事業予算書を作成し、住吉区地域振興会としてとりまとめたうえで、市に請求している。そして、年度終了後、事業報告書及び収支報告書においてその使途が報告されている。
交付金については、年度当初に住吉区地域振興会として、連合振興町会数、振興町会数、町会ごとの加入世帯数などに基づき市に交付金を請求している。そして、年度終了後、活動実績報告書及び活動別使途報告書においてその使途が報告されている。
- 3 このことから、荻田連合は上記 2 の報告により市の補助金・交付金に対する説明責任を果たしている。
- 4 各連合振興町会においても、市の補助金・交付金について、使途が報告されており、説明責任は果たされている。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、

条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

3 大阪市地域振興会の組織構成について

(1) 大阪市地域振興会の構成は、以下のとおりとなっている。

ア 「振興町会」は、おおむね町（丁目）の区域に居住する者又は事務所、事業所等を有する者をもって構成し、その世帯の数は原則として150世帯以上となっている。

イ 「連合振興町会」は、おおむね小学校区域内の「振興町会」をもって構成する。

ウ 「区地域振興会」は、区内の「連合振興町会」をもって構成する。

エ 「市地域振興会」は、「区地域振興会」をもって構成する。

(2) 本件文書は、上記イ「連合振興町会」のうち、荻田連合の決算に関する文書である。

4 本件文書の存否について

(1) 異議申立人は、第3の1のとおり、手引に基づき決算書を作っているはずであると主張しているのに対し、実施機関は、第4の1のとおり、荻田連合の事務局となっていないことから、当団体の決算に関わる書類を入手する立場にないと主張している。

(2) 第4の1のとおり、実施機関は荻田連合の事務局を担っていないとのことであるが、この点について実施機関に確認したところ、平成21年度まで上記3(1)ウ「区地域振興会」のうち、住吉区地域振興会の事務局業務を担っており、平成22年度から、団体活動の支援は(財)住吉区コミュニティ協会（当時。平成22年8月より(財)大阪市コミュニティ協会住吉区支部協議会）へ委託しているとのことであった。

このことからすると、本件文書を保有しないとする実施機関の主張は一定程度理解できるところである。

(3) なお、念のため、実施機関が事務局を務めていた住吉区地域振興会に関する簿冊について、平成24年5月30日に、当審査会が事務局の職員をして実施機関における実地調査を実施させたところ、調査の範囲では、本件文書に該当するような文書の存在は確認できなかった。

(4) ところで、第4の2のとおり、平成20～22年度については、荻田連合は住吉区地域振興会に、補助金及び交付金の使途に関する報告として以下の文書を提出しているとのことである。

- ・補助金に係る「大阪市地域振興活動補助金 事業報告書」
- ・補助金に係る「大阪市地域振興活動補助金 収支報告書」及び経費の支出を確認

できる領収書の写し等

- ・ 交付金に係る「活動実績報告書」
- ・ 交付金に係る「活動別用途報告書」

(5) 上記文書は住吉区地域振興会から実施機関に提出されているが、当審査会において、上記文書を見分したところ、補助金及び交付金以外の収入について支出内訳は記載されていなかったが、補助金及び交付金については事業内容や支出内訳が記載されていた。

これらの情報は、決算に関する情報そのものではないものの、広義に解釈すれば決算に関する情報の一部であると解釈することができる。

(6) 以上から、実施機関は本件決定を取り消し、別表に掲げる文書を対象文書として特定した上で、公開の可否を含めて改めて公開決定等を行うべきである。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子、委員 赤津加奈美、
委員 須藤陽子

別表 改めて公開決定等を行うべき公文書

平成 20 年度から平成 22 年度分

- ・ 補助金に係る「大阪市地域振興活動補助金 事業報告書」
- ・ 補助金に係る「大阪市地域振興活動補助金 収支報告書」及び経費の支出を確認できる領収書の写し等
- ・ 交付金に係る「活動実績報告書」
- ・ 交付金に係る「活動別用途報告書」

(参考) 答申に至る経過

平成 23 年度諮問受理第 36 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 9 月 12 日	諮問
平成 24 年 2 月 3 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 3 月 6 日	審議 (論点整理) 及び実施機関理由説明
平成 24 年 4 月 17 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 5 月 17 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 6 月 13 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 8 月 29 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 9 月 3 日	審議 (答申案)
平成 24 年 9 月 24 日	審議 (答申案)
平成 24 年 10 月 19 日	答申